

## 新潟みずほ福祉会 令和5年度第1回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年4月4日
- 2 開催日時 令和5年4月27日  
午前10時から午前11時まで
- 3 開催場所 新潟市西区みずき野1丁目6番11号  
総合支援センター 会議室
- 4 理事定数 6名
- 5 出席理事名 6名 佐藤 隆、和田 晋弥、野澤 慎吾、海老 郁夫、  
多賀 邦夫、田中 順
- 6 出席監事名 1名 大原 利光
- 7 本部等出席者 6名 瀧澤千代美、関谷 愛子、田中 敦子、金子 浩  
柴野由紀、伊藤一美
- 8 議事の要領
  - (1) 開 会  
本部から開会の宣言  
「理事の競業取引」「理事の利益相反」「監事による不正行為」  
がないことを確認した。
  - (2) 議長の選任  
定款細則第12条の規定により諮り、佐藤理事長が議長となる。
  - (3) 理事会成立の報告  
議長より定款第28条の規定により理事会は有効に成立する旨報  
告した。
  - (4) 議事録署名人  
定款第29条第2項の規定により、理事長及び監事が署名人とな  
る。
- 9 審議事項
  - (1) 第1号議案 「指導監査および実地指導、特別検査における改  
善状況報告書」について  
資料に沿って海老本部長が説明し、全会一致で承認した。
  - (2) 第2号議案 「給与規程の一部改正」について  
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認し



た。

- (3) 第3号議案 「わあ〜らく運営規程の一部改正」について  
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。
- (4) 第4号議案 「本部規程の一部改正」について  
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。
- (5) 第5号議案 「特定個人情報取扱規程の一部改正」について  
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。
- (6) 第6号議案 「公益通報者保護規程の一部改正」について  
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。

「閉会」

以上をもって議案の審議を終え、上記会議のてん末を承認し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

令和5年4月27日

社会福祉法人 新潟みずほ福社会 理事会

理事長

佐藤 隆



監事

水原 利光



議事録作成理事

海老 郁夫



以上

## 令和5年度第1回 理事会 議案

日 時 令和5年4月27日（木）午前10時

会 場 総合支援センター会議室

### 1 報告事項

- (1) 理事の競業取引の報告
- (2) 理事の利益相反の報告
- (3) 監事による不正行為等の報告

### 2 議案

- (1) 第1号議案 指導監査および実地指導、特別検査における改善状況報告書
- (2) 第2号議案 給与規程の一部改正
- (3) 第3号議案 わあ〜らく運営規程の一部改正
- (4) 第4号議案 本部規程の一部改正
- (5) 第5号議案 特定個人情報取扱規程の一部改正
- (6) 第6号議案 公益通報者保護規程の一部改正

第2号議案 給与規程の一部改正

別表3 住居手当  
支給基準①の廃止

| 新旧対照表   |  | 下線部分改正点 |
|---|--|---------|
| 新   | 旧  |         |
| <p>住居手当<br/>(支給基準)<br/><u>① 廃止</u></p> <p><u>①</u> 家賃が月額 21,000 円を超える場合は、家賃の月額から 21,000 円を控除した額の 2 分の 1 の額 (2 分の 1 の額が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) に 5,000 円を加算した額 (最高支給限度額 駐車場使用料を含め 21,000 円)</p> <p><u>②</u> 住居手当の額に 100 円未満の単数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> | <p>住居手当<br/>(支給基準)</p> <p>① 家賃が月額 10,000 円を超え 21,000 円以下の場合は、家賃の月額から 10,000 円を控除した額</p> <p>② 家賃が月額 21,000 円を超える場合は、家賃の月額から 21,000 円を控除した額の 2 分の 1 の額 (2 分の 1 の額が 16,000 円を超えるときは 16,000 円) に 5,000 円を加算した額 (最高支給限度額 駐車場使用料を含め 21,000 円)</p> <p>③ 住居手当の額に 100 円未満の単数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> |         |

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

第3号議案 わぁ〜らく運営規程の一部改正

I 特定相談支援事業／障害児相談支援事業

新旧対照表

下線部分改正点

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(従業者の種類、員数及び職務の内容)<br/>           第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>相談支援専門員及び相談員</u> 3名以上</p> <p>相談支援専門員は利用者からの生活全般に関する相談に応じるとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成に関する業務及びモニタリング等を行うものとする。</p> <p><u>相談員は相談支援専門員の業務補助及び利用者等からの生活全般に関する相談に応じる。</u></p> <p>(3) <u>削 除</u></p> | <p>(従業者の種類、員数及び職務の内容)<br/>           第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 相談支援専門員 3名以上</p> <p>相談支援専門員は利用者からの生活全般に関する相談に応じるとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」という。）の作成に関する業務及びモニタリング等を行うものとする。</p> <p>(3) 相談員 0名</p> <p>相談員は相談支援専門員の業務補助及び利用者等からの生活全般に関する相談に応じる。</p> |

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

Ⅱ 一般相談支援（地域移行・地域定着）

新旧対照表

下線部分改正点

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>（従業者の種類、員数及び職務の内容）</p> <p>第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>相談支援専門員及び相談員 3名以上</u></p> <p>利用者からの生活全般に関する相談に応じるとともに、指定地域相談支援の業務を行うものとする。</p> <p><u>相談員は相談支援専門員の業務補助及び利用者等からの生活全般に関する相談に応じる。</u></p> <p>(3) <u>削 除</u></p> | <p>（従業者の種類、員数及び職務の内容）</p> <p>第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 相談支援専門員 3名以上</p> <p>利用者からの生活全般に関する相談に応じるとともに、指定地域相談支援の業務を行うものとする。</p> <p>(3) 相談員 0名</p> <p>相談員は相談支援専門員の業務補助及び利用者等からの生活全般に関する相談に応じる。</p> |

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

第4号議案 本部規程の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(組織及び職員)</p> <p>第2条 本部に次の職員を置くことができる。</p> <p>(1) <u>本部長</u></p> <p>(2) <u>副本部長</u></p> <p>(3) <u>経理課長</u></p> <p>(4) <u>総務課長</u></p> <p>(5) <u>企画課長</u></p> <p>(6) <u>事務員</u></p> <p>(職員の職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>副本部長は、本部長を補佐し、事務を処理する。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>3 <u>事務員は、経理課長、総務課長及び企画課長を補佐し、事務を処理する。</u></p> | <p>(組織及び職員)</p> <p>第2条 本部に次の職員を置くことができる。</p> <p>(1) 本部長 1名</p> <p>(2) 副本部長 3名</p> <p>(3) 総務部長 1名</p> <p>(4) 総務課長 1名</p> <p>(5) 事務員 若干名</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 副本部長及び総務部長は、本部長を補佐し、事務を処理する。</p> <p>3 総務課長は総務部長を補佐し、事務を処理する。</p> <p>4 事務員は、総務課長及び総務部長を補佐し、事務を処理する。</p> |

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

第5号議案 特定個人情報保護規程の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

| 新  | 旧   |
|--|---|
| 第5条 組織的安全管理措置・人的安全管理措置<br>(1) 組織体制<br>① 省略<br>② 事務取扱責任者は、 <u>総務課長</u> とする。<br>③ 省略 | 第5条 組織的安全管理措置・人的安全管理措置<br>(1) 組織体制<br>① 省略<br>② 事務取扱責任者は、総務部長とする。<br>③ 省略 |

この規程は、令和5年4月27日から施行する。



第6号議案 公益通報者保護規程の一部改正

新旧対照表

下線部分改正点

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(受付窓口担当者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 公益通報受付担当者は弁護士原田友紀及び<u>法人副本部長</u>とする。</p> <p>(通報の受付方法)</p> <p>第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。</p> <p>① 省略</p> <p>② 法人副本部長</p> <p>電子メールアドレス：k-taga@nmf.jp<br/><u>j-tanaka@nmf.jp</u></p> | <p>(受付窓口担当者)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 公益通報受付担当者は弁護士原田友紀及び法人副本部長・内部監査室長とする。</p> <p>(通報の受付方法)</p> <p>第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面、面会とする。</p> <p>① 省略</p> <p>② 法人副本部長</p> <p>電子メールアドレス：k-taga@nmf.jp</p> |

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

